

学部学生用

令和2年度

後期授業料減免の申請手続きについて

## < 目 次 >

1. 授業料減免の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
2. 申請書類の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・P 3
3. 〔令和元年度以前入学者のみ〕令和2年度授業料減免等申請書  
記入上の注意点申請書類記入上の注意・・・・・・・・P 6
4. (別紙) 授業料減免における学力基準及び家計基準

### ◎授業料減免

#### 〔申請期間〕

(後期) 令和2年 9月23日～ 9月25日

#### 〔結果通知〕

令和2年12月中旬

※やむを得ない事情により、申請書類に添付する書類を揃えられない場合は、事前にその旨を申請書類提出先へ連絡し、指示を受けてください。

申請期間を過ぎた後は、申請書類の受付は行いません。

## 1. 授業料減免の手続きについて

---

### (1) 授業料減免の対象者

次のいずれかに該当する者。

- ア. 令和2年度から始まる日本学生支援機構が実施する新たな給付奨学金を受給する者（申請中、又は申請予定の者を含む）
- イ. 強い社会的要請があり、特段の配慮が必要であると認められる者

### (2) 対象者の認定要件（学力基準及び家計基準）

授業料減免における対象者の認定要件は、日本学生支援機構が実施する給付奨学金の申請に求められる要件と同一で、本学の授業料減免を申請する者は日本学生支援機構が定める学力基準及び家計基準を満たす必要があります。詳細は、「(別紙) 入学料・授業料減免における学力基準及び家計基準」を参照してください。

### (3) 本学が独自に実施する授業料減免の救済措置（令和元年度以前入学者が対象）

次のいずれかに該当する者は、大学独自の授業料減免における学力・家計の基準を満たす者について、審査のうえ、救済措置を受けることができます（限られた予算内で実施するため、必ずしも十分な救済措置を実施できるとは限りません）。

- ①日本学生支援機構が実施する新たな給付奨学金の申請に求められる要件に合致せず、申請できない者  
(例) 自己資産が申請要件を満たさず、新たな給付奨学金に申請できない者
- ②日本学生支援機構が実施する新たな給付奨学金へ申請した結果、「全額免除」以外であった者  
(例) 日本学生支援機構が実施する新たな給付奨学金へ申請した結果、「不採用」となるが、本学独自の授業料減免審査基準による審査結果では「全額減免」となる場合
- ③学力不振を理由に令和元年度の授業料減免に申請できなかった者で、日本学生支援機構が実施する新たな給付奨学金の申請対象外となる者  
(例) 平成30年度は学力が振るわず、令和元年度に学力不振で留年することになったが、令和元年度は学業に専念したことにより、令和2年度は進級できることとなった者
- ④令和元年度まで従来の給付奨学金を受給していた者で、日本学生支援機構が実施する新たな給付奨学金の申請に求められる要件に合致しない者、又は日本学生支援機構が実施する新たな給付奨学金へ申込んだ結果、令和元年度より授業料減免額が減額される者もしくは全くなくなる者

#### (4) 授業料減免の申請

次の【A】～【C】より、自身のあてはまる状況に応じて必要な手続きを行ってください。

##### **【A】前期に授業料減免・給付奨学金を申請し、授業料減免・給付奨学金に採用された者で後期も支援を継続して受ける場合**

後期も継続して授業料の減免を希望する場合は、改めて授業料減免の申請手続きが必要です。

申請がない場合は、後期授業料減免・給付奨学金の支援を受けられないのでご注意ください。

なお、授業料減免の審査は、学期毎に行いますので、前期の審査結果がそのまま後期に適用されるとは限りません。

##### **【B】前期に授業料減免・給付奨学金を申請したが、給付奨学金が「不採用」または「対象外」であったため、再度申請する場合**

前期に申請した給付奨学金が「不採用」または「対象外」となり、後期（秋の在学採用）から改めて授業料の減免を希望する場合は、前期と同様に、日本学生支援機構が実施する給付型奨学金と授業料減免、両方へ申請手続きが必要です。

令和元年度以前入学者は、「令和2年度授業料減免等申請書」に必要書類を不備なく添付して提出することで、本学独自の授業料減免の救済措置の対象となります。

##### **【C】前期に申請しておらず、後期（秋の在学採用）から新たに申請する場合**

日本学生支援機構が実施する給付型奨学金と授業料減免、両方へ申請手続きが必要です。

※審査結果が通知されるまで、授業料は納付しないでください。

#### (5) 減免の額

授業料減免審査の結果、全額減免もしくは一部減免が許可された場合は、授業料の全額もしくは一部を減免します。

#### (6) 審査結果の通知

授業料減免の審査結果は、申請書類提出時に交付する受付番号で学内掲示板（教務情報システム（LiveCampus））に掲示する予定にしていますので、申請時に交付された受付番号は、紛失しないよう十分注意してください。

なお、授業料減免審査の結果、不許可もしくは一部減免となった場合は、大学が指定する期日までに授業料を納付しなければなりません。（所定の期限内に授業料を納付しなければ除籍となりますので、十分注意してください。）

## 2. 申請書類の提出について

---

次の【A】～【C】より、自身のあてはまる状況に応じて申請書類を準備してください。

**【A】前期に授業料減免・給付奨学金を申請し、給付奨学金に採用された者で後期も支援を継続して受ける場合**

**【B】前期に授業料減免・給付奨学金を申請したが、給付奨学金が「不採用」または「対象外」であったため、再度申請する場合**

**【C】前期に申請しておらず、後期（秋の在学採用）から新たに申請する場合**

（1）提出書類

＜令和2年度以降入学者＞

**【A】に該当する場合**

- ①高等教育の修学支援制度による授業料減免の継続認定に関する申請書（A様式2）
- ②令和2年度授業料免除確認票

**【B】【C】に該当する場合**

- ①高等教育の修学支援制度による授業料減免の認定に関する申請書（A様式1）
- ②令和2年度授業料免除確認票
- ③学修計画書（該当者のみ）

＜令和2年度入学者＞

イ) 進学前の評定平均値が3.5未満の者

ロ) 入試成績が属する類の上位1/2の範囲に属さない者又は高等学校卒業認定試験の合格者

学修計画書の提出が必要な学生は、在学採用の申請後に学内の掲示板等によりその詳細を周知しますので、必ず確認のうえ、該当する者は申請受付窓口へ書類を受取りに行ってください。該当する者から学修計画書の提出がない場合は、学力不適と見なされ、日本学生支援機構の給付奨学金も本学の入学料及び授業料減免も受けられないので注意してください。

＜令和元年度以前入学者のみ＞

**【A】に該当する場合**

- ①高等教育の修学支援制度による授業料減免の継続認定に関する申請書（A様式2）
- ②令和2年度授業料免除確認票
- ④授業料減免等に関するチェックリスト

**【B】【C】に該当する場合**

- ①高等教育の修学支援制度による授業料減免の認定に関する申請書（A様式1）
- ②令和2年度授業料免除確認票

③学修計画書（該当者のみ）

＜令和元年度以前入学者＞

令和元年度における GPA が、日本学生支援機構が実施する給付奨学金の申請に求められる基準を満たさない者

学修計画書の提出が必要な学生は、在学採用の申請後に学内の掲示板等によりその詳細を周知しますので、必ず確認のうえ、該当する者は申請受付窓口へ書類を受取りに行ってください。該当する者から学修計画書の提出がない場合は、学力不適と見なされ、日本学生支援機構の給付奨学金も本学の入学料及び授業料減免も受けられないので注意してください。

④授業料減免等に関するチェックリスト

⑤令和2年度授業料減免等申請書（2枚複写式）

※前期に提出していない者のみ提出

※後期の申請書は、本人控も含め2枚1セット（複写式）

申請書は記入後、切り離さず本人控を含め2枚を提出してください。本人控は、受付後に受付番号を記入して本人へ返却します。

結果通知の際に受付番号が必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。

⑥「所得（課税）証明書」

就学者を除く同居者、同一生計の家族全員分（無職、無収入の方を含む）。

全項目に係る証明（所得金額、住民税所得割額の金額、扶養親族の人数が記載されたもの）が必要です。

※証明内容の一部が「\*\*\*」となっている等、内容が不明瞭な場合は、不備となり再提出が必要となります。

⑦アルバイト等収入状況申立書 ⑥～⑨は前期に提出していない者または前期から状況が変わった者のみ提出

⑧奨学金受給確認書

⑨兄弟姉妹等の在学状況及び授業料減免状況証明書

※家族に就学者がいる場合に提出してください。

⑩その他チェックリストに基づく必要添付書類

（2）提出場所

所属	提出先	連絡先
工学部	学生係	koh-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp
情報工学部	学生係	0948-29-7524

※やむを得ない事情により、申請期間中に申請に必要な書類一式を揃えられない場

合、事前にその旨を申請書類の提出先の担当係へ連絡し、指示を受けてください。  
提出期間を過ぎた後は、申請書類の受付は行いません。

(3) その他の注意事項

1. 必要な証明書等に不備・不足があった場合は、申請を受理できませんので、余裕をもって提出してください。
2. 減免申請を行った者は、審査結果が通知されるまでの間、申請した授業料の納付が猶予されますので、審査結果が通知されるまで納付しないでください。
3. 審査結果の通知後、提出書類に虚偽の申告があったと認められる場合は、決定を取消すことがあります。

(4) 個人情報の取扱いについて

授業料に係る減免申請書及び提出書類により取得した情報は、各種審査のために利用するもので、その他の目的には利用しません。

### **3. [令和元年度以前入学者のみ] 令和2年度授業料減免等申請書記入上の注意** **点**

申請書類は、審査時の資料となるので、以下の注意事項を参照のうえ、申請時現在の状況を正確に記入してください。

未記入、証明書類の不足等、不備のある申請書類は、受理することができませんので、審査から除外します。

また、故意に事実と相違したことを申請書類に記入していることが判明した場合は、審査結果の通知後であっても結果が取消されますので、正確に記入してください。

#### **(1) 「様式-①」 令和2年度後期授業料減免等申請書**

##### **「申請区分」**

該当する項目「授業料減免」にをしてください。

##### **「本人」、「保証人」欄**

1. 保証人は、原則、入学時に大学へ提出した父母兄弟を選任してください。  
ただし、事情によっては、これに代わる適当な方の選任を認めます。
2. 本人及び保証人がそれぞれ記入・押印し、印鑑はそれぞれ別の印鑑を使用してください。同一人物による記入、同一印による押印は書類不備とし、申請を認めません。  
本人欄の「通学区分」及び「独立生計」においては、該当の有無にをしてください。

##### **「申請理由」欄**

申請を希望するに至った家庭事情や、その他説明を要することについて、申請者（学生自身）の立場で記入してください。

時折、ご両親等の立場から記入されたものが見受けられますが、その場合は書類不備となりますので注意してください。

#### **◎家庭状況調書**

##### **「給付型奨学金」欄**

給付型奨学金の「受給の有無」は、返還義務のない給付型奨学金を受給している場合は「有」にをしてください。返還義務のある貸与型奨学金のみを受給している場合、又は、奨学金を全く受けていない場合は「無」にをしてください。

※「有」の場合、受給状況を記載してください。

### 「本人・家族（就学者以外）・同居者」欄

1. 記入の有無は以下のとおりです。

○記入する	・就学者を除く、同居者全員 ・別居で同一生計（生計を一にする）の家族（単身赴任など）
×記入しない	・別居で別生計（独立して生計を営んでいる）の兄弟姉妹、 祖父母など

2. 父母は、死亡・生別に関わらず、必ず記入してください。

父母が生別の場合は、「特別控除」欄に、離別・失踪等の理由を記入してください。

3. 現在の職業は、主婦、家事手伝い、無職等もその旨記入し、空欄にしないでください。

4. 在職期間は、現在の職業に就いてからの年数（1年未満は月数：○ヶ月）を記入してください。

5. 給与収入及び給与外収入は、提出書類を基に大学で記入しますので記入不要です。

### 「本人以外の就学者」欄

1. 申請者本人を除く、小・中・高校・高専・大学（大学院を含む）・特別支援学校及び専修学校（高等課程・専門課程）に在学する方を記入してください。

※専修学校一般課程及び各種学校・予備校・看護学院・職業訓練校・防衛大学校等に在学する方は、就学者には該当しません。よって、上記の学校へ通っている兄弟姉妹がいる場合は「本人・家族（就学者以外）・同居者」欄に記入してください。

2. 種別は、欄外の注意書きを参照して記入し、通学区分及び国公立の別は、該当するものに☑をしてください。

3. 本人以外の就学者欄に記入した方のうち、国立学校に在学する方（申請者本人を除く高校生以上）は、昨年度の授業料減免の状況について該当するものに☑をしてください。

なお、昨年度の授業料減免の状況が「□無」以外の場合は、正規授業料の年額を記入してください。

### ◎収入状況調書

#### 「収入状況」欄

※網掛け箇所は、大学記入欄ですので記入しないでください。

1. 「本人・家族（就学者以外）・同居者」欄に記入した全員の収入状況を記入してください。

2. 給与収入は、2019年1月～2019年12月の税込の支払金額を記入（千円未満切り捨て）してください。

※給与収入とは、次に掲げるものを指します。

◆俸給・給料・賃金・歳費

◆年金（障害年金、遺族年金、老齢年金、企業年金等）・恩給

◆児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・傷病手当・健康管理手当・失業給付・生活保護法による扶助料 等

※給与収入の区分に該当する項目がない場合は、（ ）に項目を記入し、収入金額を記入してください。

※2019年1月以降に就職・転職した場合は、勤務及び給与証明書により、年間収入予定金額を推算の上、記入してください。

3. 給与外収入は、給与収入以外の2019年1月～2019年12月の所得金額を記入してください。

※給与外収入とは、次に掲げるものを指します。

◆農業・商業・工業・林業・水産業・不動産業・運輸通信業・医療保険業等による所得

◆その他の職業（保険の外交等）による所得

◆その他の雑所得（利子・配当・家賃・地代・内職収入・親戚、知人からの援助収入等）

◆臨時所得（退職金・保険金・資産の譲渡による所得及び山林所得等）

ただし、臨時所得には、学資負担者の死亡等による「生命保険金」は含まない。

◆養育費（未成熟子(経済的・社会的に自立していない子)が自立するまでに要する費用を、子供を養育しない他方の親が支払うもの)

※退職金・保険金・資産の譲渡による所得及び山林所得等の臨時所得は、当該授業料納期前6ヶ月以内の所得を記入してください。

また、退職金・保険金・資産の譲渡による所得及び山林所得等の臨時所得は、必ず受取年月を記入してください。

給与外収入の区分に該当する項目がない場合は、（ ）に項目を記入し、収入金額を記入してください。

確定申告（市県民税申告）をしている場合は、申告書の収入金額から必要経費を差引いた所得金額を記入してください。確定申告をしていない場合は、2019年1月～2019年12月の収入金額から必要経費を差引いた所得金額を記入してください。

4. 記入する金額は、千円未満を切り捨てて記入してください。

5. 給与収入及び給与外収入の合計を各人分、記入してください。

## ◎特別控除

1. 母子・父子世帯に該当する場合は、死別・生別のいずれかを○で囲み、発生年月、理由を記入してください。
2. 障害者のいる世帯については、申請者本人との続柄を記入、該当する区分を○で囲み、手帳番号を記入してください。  
なお、ここでいう「障害者」とは、以下に該当する者を指します。
  - ア. 身体障害者福祉法第15号第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - イ. 公害疾病の認定を受けた者で、かつ当該公害による身体上の障害がある者
  - ウ. 原爆被爆者で、身体の機能に障害がある者
  - エ. 心神喪失の状況にある者、もしくは精神薄弱と判定された者
  - オ. 常に就床を要し、複雑な介護を要する者
3. 長期療養者(6ヶ月以上にわたる療養中であり、今後も引き続き治療が必要と認められる者)のいる世帯は、申請者本人との続柄を記入し、病名、期間、療養費年額を記入してください。  
※ただし、対象は保険適用の医療費で、医師の診断書に記載されている傷病に係る請求に限ります。
4. 申請基準日から1年以内に、火災、風水害、盗難等の被害を受け、支出が増大あるいは収入が減少して将来長期(2年以上)にわたり著しく困窮した状態におかれている世帯の場合は、被災年月と災害名及び被害額を記入してください。
5. 学資負担者が別居している世帯の場合は、別居期間及び別居に伴う支出金額を記入してください。

## 5 支給対象者の要件 (基準)

2020年度に支給対象校に在学している人で、以下の(1)から(3)のいずれにも該当する人が支給対象となります。

### (1) 学業成績等に係る基準

学業成績等に係る基準は以下のとおりです。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が9ページ掲載の適格認定における学業成績の基準において「廃止」に該当する場合は、支給対象外となります。

申込者年次	学業成績等に係る基準
1年次 (2019年度秋入学者含む)	次の①～③のいずれかに該当すること。 ① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること
2年次以上	次の①、②のいずれかに該当すること。 ① GPA (平均成績) 等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度(前学年)末までの累積」によって判定されます。高等専門学校5年次に在籍中の場合、4年次修了時の成績により判定されます。 ※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。



重要

学修計画書の詳細については、学校に確認してください。

採用された場合も、その後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります。(21ページ)

## 【適格認定における学業成績の基準】

適格認定における学業成績の基準は下表のとおりです。

給付奨学金の学業判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

区分	学業成績の基準
廃止	1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること。（上記の「廃止」の区分の2.に掲げる基準に該当するものを除く。） 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合 イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分の3.に掲げる基準に該当するものを除く）。

※ 「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

※ 編入学や転学をしている場合、編入学や転学前の学校で成績不振による「廃止」相当期間がある場合は採用となりません。

## (2) 家計に係る基準

### ① 収入・所得の上限額の目安

収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等によって異なりますが、目安はおおよそ下表のとおりです。

（単位:万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者の世帯 （年間の収入金額）			（★）が給与所得者以外の世帯 （年間の所得金額）		
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
(a) 2人	本人、母(ひとり親) （★）	229	332	402	131	197	251
(b) 3人	本人、母(ひとり親) （★）、高校生	289	391	457	172	241	295
(c) 4人	本人、親①（★）、 親②（無収入）、 高校生	295	395	461	186	256	305
(d) 4人	本人、親①（★）、 親②（給与所得者）、 高校生	親①：295 親②：115	親①：336 親②：155	親①：409 親②：155	親①：169 親②：115	親①：195 親②：155	親①：246 親②：155
(e) 5人	本人、親①（★）、 親②（パート）、 高校生、中学生	親①：321 親②：100	親①：395 親②：100	親①：461 親②：100	親①：207 親②：100	親①：256 親②：100	親①：309 親②：100

（注1） 給与を受けている場合は、年間の収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となります。

（注2） 表中の数字はあくまで目安です。目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。

- (注3) 本人(あなた)が前年の12月31日現在19歳～22歳であり、本人に市区町村民税が課税されていないものとして試算しています。
- (注4) 世帯人数は同居別居にかかわらず、あなたと生計が同じ人(同一生計)の人数です。別生計にある兄弟姉妹、祖父母などは含めません。

「収入基準」については、機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」(右のQRコード)で、あなたの世帯構成で収入基準に該当するかおおよその目安として確認できますので、是非ご利用ください。



## ② 収入基準・資産基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。収入基準の審査を受けるためには、あなたと生計維持者(父母等)のマイナンバーを機構へ提出する必要があります。

### 【収入基準】

収入については、2018年(1月1日～12月31日)の収入に基づく2019年度住民税情報によって審査を行います(秋の募集では2019年(1月1日～12月31日)の収入に基づく2020年度住民税情報で審査を行います)。収入基準については下表のとおりです。

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市区町村民税所得割が非課税であること(※1)
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

- (※1) ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。
- (※2) 支給額算定基準額 $\star 1$  = 課税標準額  $\times$  6% - (調整控除額 + 調整額) $\star 2$  (100円未満切り捨て)
- ★1 市区町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。
- ★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額 + 調整額)に3/4を乗じた額となります。

### あなた(申込者本人)に所得がある場合

給付奨学金では、あなたが市区町村民税を課税されている場合、あなたの所得も申告する必要があります。下表に該当する人は記載の書類を提出してください。

あなたの状況 ※2019年 1月1日時点	2018年1～12月までの 1年間の所得	提出書類	発行元
未成年	市区町村民税が課税されている(所得125万円(額面の収入が200万円程度)を超える)	2019年度 課税証明書(コピー可) ※市区町村民税が課税されていない人(所得125万円以下)は提出不要	市区町村役場
成年	市区町村民税が課税されている(所得35万円(額面の収入が100万円程度)を超える)	2019年度 課税証明書(コピー可) ※市区町村民税が課税されていない人(所得35万円以下)は提出不要	

※ 秋の募集で、給付奨学金を申し込む場合は、「2019年1月1日」を「2020年1月1日」に、「2018年1～12月」を「2019年1～12月」に、「2019年度」を「2020年度」にそれぞれ読み替えてください。



重要

課税証明書には、以下の項目が記載されていることが必要です。

1. 課税標準額
2. 調整控除額
3. 税額調整額
4. 扶養親族の数
5. 合計所得金額
6. 総所得金額等
7. 控除等に係る本人該当区分

※市区町村で上記7項目が記載された課税証明書の発行ができない場合は在学学校へ申し出て下さい。

**選考に必要な情報をマイナンバーで取得できない生計維持者**

給付奨学金では、あなた及び生計維持者の収入状況等をもとに選考を行います。海外赴任等により日本で市区町村民税が課税されていない場合、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。また、海外赴任や病気等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合は別途の対応が必要となります。

このような方は、以下の機構ホームページに掲載している内容に従って、必要な書類を提出してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/moshikomi/kaigaikyoju.html>

(日本学生支援機構ホームページ≫奨学金≫奨学金の制度(給付型)≫申込方法≫生計維持者が海外に居住している場合)

**ア. 2019年1月1日時点で、国内に居住していない生計維持者がいる場合**

2019年度(2018年1月～12月分)に日本で市区町村民税が課税されていないため、機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください。

**イ. 海外赴任や病気等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合**

機構ホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類(様式)」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください。(ア.にも該当する場合は、併せて「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を添付してください。)

**【資産基準】**

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること(基準額以上の場合は、支給対象となりません)。

生計維持者の人数	基準額(あなたと生計維持者の資産額の合計)
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

**<参考> 【収入と資産について(イメージ)】**

9ページ表中中段(c)の4人世帯(生計維持者が2人)の場合

**重要**

対象となる資産の範囲は以下のとおりで、土地・建物等の不動産は対象になりません。

また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- ・現金及びこれに準ずるもの(投資信託、投資用資産として保有する金・銀等)
- ・預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債等)

※有価証券や投資信託は時価で換算してください。

- ・満期や解約により現金化した保険

※満期・解約前の掛け金は含みません。

※貯蓄型生命保険や学資保険は含みません。

### ③ 生計維持者の考え方

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともにいない場合は代わって生計を維持している主たる人）。

以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。より詳しい情報については機構のホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>

（日本学生支援機構ホームページ≫奨学金≫奨学金の制度（給付型）≫生計維持者について）



I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名）
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	※無職無収入の場合でも生計維持者となります。
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	あなたが未成年で、父母が離婚調停中	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
2	あなたが成年で、父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父または母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居する父又は母（1名）
2	あなたが未成年で、父母が離婚しており、親権のない父又は母と同居している	父母（2名） ※親権者は生計維持者となります。
3	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。
IV 父母どちらか又は両方と死別、または意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左記に該当しない父又は母（1名）
2	あなたが未成年で父母と死別し、未成年後見人となった祖父又は祖母と生活している	祖父又は祖母（1名） ※祖父母2名と生活している場合であっても、主に生計を維持しているどちらか1名となります。
3	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。
4	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含まれません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）		生計維持者
1	社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	あなた（1名）
2	あなたが結婚しており、あなたが配偶者を扶養している	



**重要**

- ① 生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。
- ② 社会的養護を必要とする人の場合には、そのことを証明する書類を提出してください。  
※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可。